

鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市危険空家解体撤去工事及び跡地利活用補助金交付要綱（令和５年鹿屋市告示第82号）の一部を次のように改正する。

別記第13号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。